

令和8年9月1日

議員視察報告書

赤穂市議会
議長 西川 浩司 様

議員氏名 安田 哲

下記のとおり、研修会に参加したので、報告します。

記

1. 実 施 日 令和8年8月20日（木）～令和8年8月21日（金）
 （2日間）

2. 研修内容

播磨会議 中央省庁行政視察（東京セミナー）
農業、医療、教育行政など国の重要施策について

日 時：（１日目）令和８年８月２０日（木）１３時００分～１７時３０分
（２日目）令和８年８月２１日（金）１０時３０分～１１時５０分
※詳細日程については、別紙「西播磨会議議員勉強会日程」参照。
場 所：衆議院第２議員会館Ｂ１第４会議室

<目 的>

中央省庁の取り組む重要施策についての情報収集を行い、担当職員との意見交換を通じて地域の置かれた状況や課題についての情報共有を図る。併せて播磨地域の市町議会議員の資質向上及び連携を図ることを目的とする。

<内 容>

1. 環境省

- ・説明者：環境再生・資源循環局総務課 課長 吉野 議章 氏
水・大気環境局環境管理課環境創造室 室長 森川 政人 氏
自然環境局自然計画課地域ネイチャーポジティブ推進室
室長 奥田 青州 氏
同局同課同室 室長補佐 枡 厚生 氏
自然環境局総務課気候変動科学・適応室 室長 宮澤 泰子 氏
同局同課同室 企画官 柳川 立樹 氏

<概 要>

（１）生物多様性地域戦略について

- ・２０２２年１２月において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に基づき２０３０年までの新たな世界目標「ネイチャーポジティブ」が設定された。
- ・日本においては、生物多様性基本法（２００８年）に基づき生物多様性国家戦略が策定され、「生物多様性地域戦略」の策定が自治体の努力義務となっている。１８７市区町村が策定済み（兵庫県１２自治体）。
- ・これまでのような一部で取り組まれている「生き物保全計画」ではなく、自治体、地域、企業が協働して地域課題の解決に取り組み、地球の持続可能性の実現を図っていくことが求められている。

（２）良好な環境の保全・創出の取組について

- ・これまでの汚染防止等の各種規制だけではなく、水・大気環境におけるウェルビーイングの創出が今後の環境保全に求められている。
- ・良好な環境保全と活用の好循環を創出するためにも、持続可能な取組を拡大していくことを環境省として推進していく。

「令和の名水づくり・里海づくり地域支援事業」（令和７年度補正予算）

「良好な環境の創出・活用推進事業」（令和８年度予算）

（３）循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

- ・資源リサイクルについては、自動車製造のような基幹産業に再生材を質・量・コストの面で安定的に調達できるサプライチェーンが確立されていない。廃プラの約８割が焼却・埋め立て処理。
- ・このようななか、循環経済の実現を国家戦略として進めるため、「循環経済行動計画」を決定（２０２６年４月）。
- ・脱炭素の推進等に取り組む自治体や資源循環ビジネスに取り組む地域企業を支援。さらに、循環経済の実現を国民運動として取り組んでいく。

(4) 気候変動の状況及び対策について

- ・世界気象機関は世界全体の年平均気温が工業化前と比べて約1.4℃上昇と発表。近年、世界で異常気象が頻発し、農業、水産業、自然生態系、自然災害、健康・生活において特に甚大な影響があると推測されている。
- ・国や地域ごと、産業や防災分野ごとに気候変動の影響による被害の回避・軽減対策が急務となっている。→令和8年度に「気候変動適応計画」を改定予定。
- ・491自治体が地域気候変動適応計画を策定（2026年3月現在）。気候変動適応と地方創生につながる地方の取組を後押ししていく。

2. 国土交通省

- ・説明者：総合政策局公共事業企画調整課 課長補佐 中村 幸一郎 氏
同局同課 係長 寺西 弘一 氏
総合政策局社会資本整備政策課 課長補佐 北 篤志 氏
鉄道局鉄道事業課 企画調整官 板垣 友圭梨 氏
都市局都市計画課 企画専門官 音瀬 肇 氏

<概 要>

(1) ローカル鉄道の再構築について

- ・令和4年度のJR6社における輸送密度2,000人未満の路線は全体の33%。1,000人未満は21%。人口減少に対応した地域公共交通の再構築していくことが急務となっている。
- ・ローカル鉄道の再構築に向けては地域関係者の合意形成に国も積極的に関与することが地域公共交通法においてうたわれ、当面、旅客輸送密度千人未満の区間を中心に、早急な改善が求められる区間を優先して再構築協議会の協議対象としていく。
- ・今後、国では基幹的ネットワーク及び維持すべき基幹的ネットワークのサービス水準等について検討していくほか、併せて維持していくための財源確保が骨太方針2026で位置づけられた。

(2) 社会資本の老朽化対策（地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進）について

- ・高度経済成長期以降に整備された公共インフラが建設後50年以上経過するなか、市区町村における土木担当職員がピーク時の1996年と比べて約26%減少。特に技術系職員数は、約半数の市区町村で5人以下。
- ・このようななか、複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉え、「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の推進により、効率的・効果的にマネジメントしていく（広域連携の群マネ、他分野連携の群マネ）。
- ・＜広域連携群マネ＞静岡県と下田市は道路の維持管理について、県道と市道を同一事業者で管理してもらうことで作業の効率化を図っている。
- ・＜他分野連携群マネ＞新潟県三条市では、道路、河川、公園の維持管理を地元企業のJVに委託。

(3) 相続土地国庫帰属制度について

- ・所有者不明土地の発生予防のため、相続、遺贈により取得した土地を一定の要件のもと国庫に帰属させることを可能とする制度
- ・通常の管理に過分の費用を要する土地は不可であり、標準的な管理費用から算出した10年分の土地管理費相当額を負担金として納めることが必要。

3. 総務省

- ・説明者：自治行政局公務員部公務員課 課長補佐 川田 さくら 氏
同局財務調査課 企画係長 阿部 真 氏
同局市町村課行政経営推進室兼地域DX推進室 課長補佐 石川 祐帆 氏

<概要>

(1) 地方公務員の人材確保の状況について

- ・地方公務員の受験者数は減少傾向が続いているが、中途採用状況については増加傾向にある。令和6年度の兵庫県市町村の競争倍率は6.1%、西播磨地区の競争倍率は3.1%。
- ・令和5年12月に「人材育成・確保基本方針策定指針」が策定され、総務省は地域の実情に応じた多様な人材確保のための試験制度の構築等を地方自治体に依頼。
- ・市区町村では、「公務の魅力発信に資する取組」や職場見学やインターンシップの取組が不十分である調査結果。
- ・奈良県、広島県が管内市町村の土木技術職員に係る採用試験を主催。自治体にとっては採用試験に係る省力化が図られ、受験者にとっては一度の受験で複数の自治体を併願することが可能となる。

(2) 自治体フロントヤード改革について

- ・手続を原則オンライン化することで、住民の利便性向上と職員の業務効率化を同時に図る。
- ・共同BPOや窓口地独法により複数自治体の同一事務を共同アウトソーシングすることでフロントヤード・バックヤードの一体的な改革を推進。

(3) 公共施設の適正管理について

- ・人口減少や少子高齢化の進展等により公共施設の利用需要は変化しており、今後考えられる人口の動きからみた公共施設のマネジメントが不可欠。
- ・公共施設等総合管理計画の推進に当たっては、個別施設計画の進捗を管理し総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定め、部局横断的な検討組織を設置することが重要。
- ・集約化・複合化事業や長寿命化事業に起債可能な「公共施設等適正管理推進事業債」については令和8年度が事業最終年度であるが、令和9年度以降についても対応できるよう予算要求中である。

4. 農林水産省

- ・説明者：農産局農業環境対策課 課長補佐 今林 利恵子 氏
同局同課 係長 湊谷 陽太 氏
経営局経営政策課 経営専門官 野田 洋稲 氏
農村振興局農村計画課 課長補佐 鈴木 孝幹 氏
農村振興局農地資源課 課長補佐 末永 隆裕 氏

<概要>

(1) 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要について

- ・農振法において都道府県が農協振興地域を指定、さらに市町村が農業振興地域整備計画のなかで農用地区域を設定。転用のためには農用地区域から除外し農振白地地域にしたうえで、農地法において小集団の未整備農地、市街地近郊農地、市街地農地等について除外要件を全て満たすことを同意基準に、都道府県知事及び農林水産大臣が指定する市町村長が転用を許可する。
- ・農地転用を進めるにあたっては、農政部局と都市計画部局と同時進行で進めることが望ましい。

(2) 有機農業の推進について

- ・令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定。生産力向上と持続可能な食料システムを目指す。
- ・生産力向上においては、2050年までに農薬、化学肥料使用量の低減や耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大することを目指す。
- ・有機農業の取組の拡大に向け、人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進、技術開発・調査等の施策を推進する。
- ・令和3年度から開始の「オーガニックビレッジ」の実施については、令和7年度時点で154の市区町村が取り組んでいる。（兵庫県では上郡町、豊岡市、淡路市など10地区）
- ・令和6年度末時点で全国の約2割の市区町村（328）が学校給食における有機農産物等の利用に取り組んでいる。

5. 厚生労働省

- ・説明者：医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室 医師確保対策専門官
神宮寺 秀明 氏
同局同課救急・周産期医療等対策室 室長 山崎 翔 氏
同局同課同室 小児周産期医療専門官 置塩 英美 氏
同局同課同室 救急医療対策専門官 三反田 拓志 氏
同局同課 地域医療構想推進室 室長補佐 塩崎 敬之 氏

<概 要>

(1) 2040年に向けた地域医療構想について

- ・医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上の高齢者の増加等を踏まえ、入院医療だけでなく外来・在宅医療・介護との連携、人材確保を含めた医療提供体制を実現するために、医療機関の役割分担の明確化、連携・再編・集約を進めていく必要がある。
- ・今後の医療需要の減少等に向け、人口の少ない地域でも効率的に一定の医療の質を確保するために、「D（医者）to P（患者）with N（看護師）」によるオンライン診療等に取り組むことも有効。

(2) 医師の偏在対策について

- ・医師養成課程の取組等総合的な対策、全ての世代の医師へのアプローチ、従来のへき地対策を超えた取組など医師の偏在対策を医療法に基づく医療提供体制確保の基本方針に位置づける。
- ・重点医師偏在対策支援区域の設定により、診療所の承継・開業に対する支援、医師派遣する派遣元医療機関に対する支援、医師の勤務・生活環境の改善など優先的かつ重点的な対策の推進（西播磨地区も該当）。

(3) 周産期の医療体制について

- ・第8次医療計画の見直しにより、周産期医療の集約化・重点化、周産期医療に関する協議会の設置、ハイリスク妊産婦への対応など周産期医療体制の整備を推進していくこととする。
- ・周産期医療圏については、二次医療圏より広い圏域で対応する必要が生じている。
兵庫県：二次医療圏数8、周産期医療件数7
- ・周産期医療圏の広域化の影響を軽減するため、妊婦の分娩取扱施設までの移動費や待機するための宿泊費の支援、緊急時の救急車利用の促進などを行なっている自治体もある。

(4) ドクターヘリについて

- ・兵庫県では、関西広域連合を事業主体とし県内2機を運行中。

- ・令和7年度以降、運行事業者における整備士不足により計画運休が発生し、令和8年7月以降の全面運休の可能生が事業者より示唆される。
- ・現在、ドクターヘリ整備士の一部業務を操縦士が代替する「2パイロット運用」の導入により全面運休を回避。

6. 文部科学省

- ・説明者：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 課長補佐 柗木 渉 氏
初等中等教育初等中等教育企画課教育制度改革室
室長補佐 宮本 翔帆 氏

<概 要>

(1) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等について

- ・令和8年8月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が改訂。改訂の要点として、①広域化②総合化③現代化の観点で更新。児童生徒数の減少が継続するなか、児童生徒の教育条件の改善を継続するため、市町村における適正規模・適正配置の計画策定を促し、検討加速を促進。
- ・文科省としては、まだ選択肢がある段階から、あくまで児童生徒の教育条件の改善の観点で各市町村が主体的に判断して欲しいとのこと。

(2) 廃校の活用事例について

- ・毎年約450校程度の廃校施設が発生しており、現存する廃校施設の約8割が地域コミュニティ活動や産業振興など様々な用途で活用されている。
- ・文科省では、廃校活用促進のため全国各地の活用事例を紹介。省HP等で地方公共団体や事業者のマッチングを進めるとともに、利用可能な国庫補助制度の紹介を行なっている。

<所 感>

- ・国が進めている最新の重要施策について、直接担当職員から伺うことで理解を深めることができたとともに、西播磨地域の各自治体の抱える課題の共通性についても知ることができた。
- ・特に国の施策を活用した各自治体の取組事例の紹介は今後の政策立案の取組の参考になった。
- ・新たな計画や補助事業など最新情報の収集が地方自治体においては不可欠であり、省庁関係者との関係構築の有用性を強く感じた。